

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		受給者証の再交付
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則 (受給者証の再交付) 第17条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、受給者証を汚損し、又は亡失したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。 2 受給者証を汚損したときの前項の申請は、その受給者証を添えて行わなければならない。 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた場合において、亡失した受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども支援課こども給付係
審	関 係 条 項	新座市ひとり親家庭等医療費支給条例 (定義) 第2条 この条例において「児童」とは、満18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び満20歳未満で規則で定める程度の障がいの状態にある者をいう。 2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある児童を除く。)の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする家庭又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1) 父母が婚姻を解消した児童 (2) 父又は母が死亡した児童 (3) 父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの 3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童(同項第2号に該当するものを除く。)
査		
基		
準		

		(3) 父が監護しない若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。） 4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。 5・6 [略] (対象者) 第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。 (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童 (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童 2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 父母が対象者となるとき、又は父及び養育者が対象者となるときの父 (2) 母及び養育者が対象者となるときの養育者 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者 (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者 (3) 規則で定める施設に入所している者 (4) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者 (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者 (所得の制限) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者証の交付を受ける対象者としなない。
--	--	--

		(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この号及び次号において「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。 (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則 （児童の障がいの状態） 第3条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第1のとおりとする。 （適用対象外児童の状態） 第4条 条例第2条第2項に規定する規則で定める状態は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、当該父又は母が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。 (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、当該配偶者が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。 （父又は母の障がいの状態） 第5条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第2のとおりとする。 （適用対象児童） 第6条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。 (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限
--	--	--

		る。)を受けた児童 (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童 (5) 前号に該当するかどうか不明でない児童(施設) 第8条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)とする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。) (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による世帯主又は前条に規定する社会保険各法による被保険者その他これに準じる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(医療費支給事業) 第9条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次に掲げる医療費支給事業とする。 (1) 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例(昭和58年新座市条例第2号)に基づく医療費支給事業 (2) 他の地方公共団体が実施する医療費支給事業(条例第4条第1項の規則で定める額) 第10条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童の養育者であるひとり親等(以下この項及び第13条第2項第2号において「孤児等養育者」という。)以外のひとり親等で、加算対象扶養親族等(条例第4条第1項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族(所得税法に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)以外のものをいう。以下この項において同じ。)及び生計維持児童(条例第4条第1項第1号に規定する児童をいう。以下この項において同じ。)がないとき 208万円 ア 条例第2条第2項第2号又は第4号に該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの イ 第6条第3号に該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁され
--	--	---

		ている児童 エ 第6条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの オ 第6条第5号に該当する児童 (2) 孤児等養育者以外のひとり親等で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 208万円に次に掲げる額を加算した額 ア 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者(70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。イにおいて同じ。)、老人扶養親族(同法に規定する老人扶養親族をいう。以下この条において同じ。))又は特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。ウにおいて同じ。))に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額 イ 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額 ウ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に53万円を乗じて得た額 (3) 孤児等養育者で、加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき 236万円 (4) 孤児等養育者で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 236万円に次に掲げる額を加算した額 ア 当該加算対象扶養親族等(老人扶養親族に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額 イ 当該加算対象扶養親族等(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に44万円を乗じて得た額(アの規定(生計維持児童に係る部分を除く。))により算定された額がない場合にあっては、当該乗じて得た額から6万円を減じた額) 2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 加算対象扶養親族等(条例第4条第1項第2号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。)がないとき 236万円 (2) 加算対象扶養親族等があるとき 236万円に次に掲げる額を加算した額 ア 当該加算対象扶養親族等(老人扶養親族に該当するものを除く。)の数に38万円を乗じて得た額 イ 当該加算対象扶養親族等(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に44万円を乗じて得た額(アの規定により算定された額がない場合にあ
--	--	--

		っては、当該乗じて得た額から6万円を減じた額) (所得の範囲) 第11条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条第1項に定める範囲とする。この場合において、同項中「法第9条から第11条までに規定する所得」とあるのは「条例第4条第1項に規定する所得」と、「前年の所得」とあるのは「前年の所得(申請をする日の属する月が1月から6月までの場合は、前々年の所得)」と、「法第9条第1項に規定する受給資格者」とあるのは、「対象者」と読み替えて適用するものとする。 2 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項に定める当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、前項の所得に算入する。 (所得の額の計算方法) 第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める方法で計算し、同条第2項に定める控除を行った額とする。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条文で明確に規定されているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(令和7年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 即日
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)